

---

---

## 原子力災害対策編

---

---

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、村、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

また、村域に係る放射性同位元素等取扱事業所事故及び放射性物質の不法廃棄による災害(以下「放射性物質事故災害等」という。)に関する対策についても、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定する。

## 第2節 定義

### 1 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2)「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3)「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4)「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5)「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6)「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7)「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。
- (8)「放射性同位元素等取扱事業者」とは、「放射線障害防止法」第3条、第3条の2、第3条の3、第4条及び第4条の2に規定する放射性同位元素の許可使用者、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者をいう。
- (9)「放射性同位元素等取扱事業所」とは、放射線同位元素等取扱事業者が使用許可又は届出を行っている工場又は事業所をいう。

### 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、栄村防災会議が作成する「栄村地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

### 3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その

時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

## 4 計画の対象とする災害

村内には原子力事業所は存在しないが、新潟県に所在する柏崎刈羽原子力発電所までの直線距離は、栄村役場からは約 49km、村域の北端からは約 45km の位置関係にあることから、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

### 1 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のEALに応じた、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

### 2 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

### 3 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:Plume Protection Planning Area)

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

## 第3節 各機関の事務又は業務の大綱

### 1 実施責任

#### (1) 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### (2) 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### (3) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

#### (4) 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

### 2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### (1) 村が処理すべき事務又は業務

- ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- イ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- ウ 環境放射線モニタリング(以下「モニタリング」という。)等に関すること。
- エ 健康被害の防止に関すること。
- オ 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- カ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- キ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- ク 汚染物質の除去等に関すること。
- ケ その他原子力防災に関すること。

#### (2) 県が処理すべき事務又は業務

- ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、情報収集及び被害調査に関すること。
- イ 原子力事業所所在県(以下「所在県」という。)及び本県に隣接する県(以下「隣接県」という。)との連携に関すること。
- ウ 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。
- エ 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。
- オ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。

- カ モニタリング等に関する事。
  - キ 健康被害の防止に関する事。
  - ク 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事。
  - ケ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関する事。
  - コ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関する事。
  - サ 消防本部の放射線対応力の向上に関する事
  - シ 汚染物質の除去等に関する事。
  - ス その他原子力防災に関する事。
- (3) 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務(東京電力ホールディングス株、等)
- ア 原子力施設の防災管理に関する事。
  - イ 従業員等に対する教育、訓練に関する事。
  - ウ 関係機関に対する情報の提供に関する事。
  - エ 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。
  - オ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。
  - カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。
  - キ 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。
  - ク 汚染物質の除去に関する事。

## 第2章 災害事前対策

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。なお、モニタリング等に関しては、本県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場所等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

### 1 モニタリング等

村は、県と連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

### 2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 村は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。

### 3 健康被害の防止

村は、県と連携し、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

### 4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村は、県及び原子力事業者と連携し、村民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に

関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線防護に関すること。
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 屋内退避、避難に関すること。
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

### 5 原子力防災に関する訓練の実施

村は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

## 6 情報の収集・連絡体制等の整備

### (1) 関係機関相互の連携体制の確保

村は、原子力災害に対し万全を期すため、県、国、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の構築に努める。

### (2) 住民等への情報伝達体制の整備

災害時における情報について、住民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

### (3) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制の整備

村は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

### (4) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

村は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努める。

### (5) 相談窓口の設置

村は、県、警察、消防本部及び消防団等と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

### (6) 要配慮者等への情報伝達

村は、消防本部及び消防団、自主防災組織、福祉団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び観光客等の一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

# 第3章 原子力災害応急対策計画

## 第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、村民の生命、身体、財産を保護するため、村は、県、防災関係機関と連携して、できる限り早期に的確な応急対策を実施する。なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

## 第2節 情報の収集・連絡活動

### 1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 新潟県等に立地する原子力発電所で警戒事態(原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。)、施設敷地緊急事態(原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。)又は全面緊急事態(原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。)が発生した場合、村は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- (2) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合は、村及び県は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、村及び県が行う応急対策について協議する。
- (3) 村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- (4) 村は、東京電力ホールディングス(株)等との通報連絡体制の整備に努める。

### 2 通信手段の確保

- (1) 村は、県と連携し、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

## 第3節 活動体制

### 1 村の活動体制

#### (1) 警戒本部の設置

ア 設置基準 村長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(イ) その他村長が必要と認めたとき。

#### イ 組織

本部長：村長、副本部長：副村長・教育長、本部員：本部長の指定するもの

ウ 所管事務 指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。

エ 警戒本部の廃止 概ね次の基準による。

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 村長が村内において屋内退避又は避難のおそれなくなったと認めたとき。



## (2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準 村長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(イ) その他村長が必要と認めたとき。

イ 組織「栄村災害対策本部条例」(第 7 編資料2-2参照)に定めるところによる。

本部長: 村長、副本部長: 副村長・教育長、本部員: 本部長の指定するもの

ウ 所管事務 栄村災害対策本部活動規程別表に定める事務及び本計画に定める事務を行う。

エ 災害対策本部の廃止 概ね次の基準による。

(ア) 村内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(イ) 村長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

## 第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときは、次の対応を行う。

### 1 災害時のモニタリング

(1) 村は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、結果を村ホームページ等で公表する。

(2) 村は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

### 2 放射能濃度の測定

(1) 村は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、結果を村ホームページで公表する。

(2) 村は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

## 第5節 健康被害防止対策

### 1 健康被害防止対策の実施

村は、県と連携し、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

## 第6節 村民等への的確な情報伝達

### 1 村民等への情報伝達活動

村は、県と連携し、村民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

### 2 村民等からの問い合わせに対する対応

村は、県と連携し、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに村民等からの問い合わせに対応する。

## 第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

### 1 屋内退避及び避難誘導

(1)村は県と連携し、村内において原子力緊急事態が宣言され原災法第 15 条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、村民等に次の方法等で情報を提供する。

- ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- ウ 広報車等による広報活動
- エ 防災行政無線等による広報活動
- オ 村教育委員会等を通じた小中学校への連絡
- カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- キ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、村民等 に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の村民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、村民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、村民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。なお、「原子力災害対策指針(最新改訂日 令和2年 10 月 28 日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ sv/h(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 * 2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 * 3 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 * 4 させるための基準	20 $\mu$ sv/h(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

- \* 1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合は改定される。
- \* 2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- \* 3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により植生汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、当該地区の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- \* 4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

## 2 広域避難活動

- (1) 村は、村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力を要請する。また、必要に応じて県に避難先及び輸送ルートの調整を要請する。
- (2) 村は、避難者の把握、村民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (3) 村は、他の市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (4) 村は、県、JR会社、鉄道会社、路線バス会社等と連携し、避難者の輸送を行う。
- (5) 村は県と連携し、自衛隊に避難者の輸送に関する援助を要請する。

## 3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

県は、村長が屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

# 第8節 緊急輸送活動

## 1 緊急輸送活動

- (1) 緊急輸送体制の確立
  - ア 村は、県と連携し、緊急輸送の円滑な実施を確保する。
  - イ 村は、人員、車両等に不足が生じたときは、県に支援を要請する。

# 第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

## 1 飲料水、飲食物の摂取制限

- (1) 村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから村民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

## 2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

- (1) 村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから村民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

### 3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の接種を制限する際の基準

対象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル/キログラム
牛乳・乳製品	
野菜類	2,000 ベクレル/キログラム

(「原子力災害対策指針(令和2年10月28日)」より)

対象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル/キログラム以上
牛乳	50ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル/キログラム以上

(厚生労働省省令及び告示より)

## 第10節 村外からの避難者の受入れ活動

### 1 避難者の受入れ

#### (1) 緊急的な一時受入れ

村は、県及び村境を越えて避難する者が発生した市町村等(以下「避難元地方公共団体」という。)と連携し、必要に応じて市の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受入れに当たっては、災害時要援護者及びその家族を優先する。

#### (2) 短期的な避難者の受入れ

村は、県及び避難元地方公共団体と連携し、必要に応じて次の対応に努める。

ア 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、村の施設で対応する。

イ アによる受入れが困難な場合、村内の旅館・宿泊施設等を村が借り上げて、避難所とする。

#### (3) 中期的な避難者の受入れ

村は、県及び避難元地方公共団体と連携し、必要に応じて次の対応に努める。

ア 避難者に対しては、村営住宅への受入れを行う。

イ 長期的に本村に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

### 2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 村は、県及び避難元地方公共団体と連携し、村内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 村は、県と連携し、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元地方公共団体からの情報を提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

## 第4章 原子力災害からの復旧・復興

---

村は、国、県及び原子力事業者と相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

### 1 放射性物質による汚染の除去等

村は、県と連携し、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

### 2 その他災害後の対応

- (1) 村は、県と連携し、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農 林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- (2) 村は、県と連携し、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- (3) 村は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県及び関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (4) 村は、県と連携し、村民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

## 第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

---

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。なお、その対応については「第2章 原子力災害に対する備え」「第3章 原子力災害応急対策」「第4章 原子力災害からの復旧・復興」を準用する。